

裁判員制度・刑事検討会 座長 井上 正仁様

平成16(2004)年1月29日

委員 清原 慶子

事務局よりのご案内によりますと、本日は事務局案が示されると言うことですので、本来は検討会に出席して皆様と各論点について意見交換する中で、適時に発言すべきところですが、本日は、公務のため検討会に出席することができません。

どうぞこれを委員にご紹介いただき、趣旨を皆様のご検討の過程にできるだけ反映していただきますようお願いいたします。

### 1. 政府案における裁判官、裁判員の数について

裁判員制度の合議体の構成についての政府案は、「裁判官3人、裁判員6人」を原則(一部事件は裁判官1:裁判員4)とすること等を内容とするものとのことです。

先の11月11日開催の検討会に向けて提出した意見書で改めて示しましたが、私の合議体の構成に関する基本的な意見は、当初より裁判官3人、裁判員6人でした。すなわち、私は、裁判官については、一般の裁判における裁判官の数が3人であることからその制度との整合性をはかることが有用なこと、素人の裁判員は専門家である裁判官の2倍の数はいないと自由闊達な参加がむずかしいと考えられること、合議体の全体人数が10人を超えると各メンバーが十分に発言しながら話し合いを持つことが相対的に難しいことなどの観点から、「裁判官3人、裁判員6人」を主張してきました。

そこで、法案作成に向けての一定の集約である政府案が自分の提案してきた案と一致したことは、素直にありがたいことと思います。

司法制度改革は広範に進められていますが、この裁判員制度は中でも国民の司法参加の観点から大きな意味を持つ変革ですので、ぜひとも政府案がなるべく早く法案として整備され、今国会における成立に向けて前向きな審議がされることを願っています。

そのことによって、私は審議会意見書で予定されている時期に裁判員制度が着実に実現することを願っています。

### 2. 刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について

充実・迅速、検察審査会については、基本的に従来検討会で検討されてきた内容が尊重されますようお願いいたします。

### 3. 裁判員制度に関する国民への更なるPRのお願い

先にも提起しましたが、事務局、そして報道機関の皆様にはさらなる裁判員制度を初め司法制度改革に関する情報提供やPRの推進により、国民の理解を深化する取り組みをお願いいたします。検討会としても、審議会意見書に基づく具体的制度を、日程を遅らせることなく着実に具体化していく努力が大詰めに来ていると思います。皆様、どうぞ、よろしくようお願いいたします。

以上